

静岡市委託業務等業者選定委員会規程

平成15年4月1日

訓令第29号

企業局管理規程第4号

教育委員会訓令第3号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

(設置)

第1条 静岡市が発注する特定調達契約及び委託業務等契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者の選定、各種契約に係る随意契約の見積参加者の選定等を適正かつ合理的に行うため、静岡市委託業務等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に定める特定調達契約をいう。
- (2) 委託業務等契約 静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示（平成15年静岡市告示第46号）に定める建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務、電算業務、下水道処理施設維持管理業務及び下水汚泥処理業務並びに電力供給業務及び都市ガス供給業務並びに物件（政令第2条第3号に定める物品等をいう。）の借入れに係る契約をいう。
- (3) 各種契約 静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第28条第1号、第3号及び第6号に掲げる契約で、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えるものをいう。ただし、次に掲げる契約は、除くものとする。

ア 静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号／企業局管理規程第3号）

第1条に規定する契約

イ 物品調達契約

ウ 建設工事委託契約

エ 事務の委託に係る契約で、受託者が国又は他の地方公共団体その他公共団体であるもの

オ 土地等の借上げに係る契約

カアからオまでに掲げるもののほか、市長が委員会の審議に付す必要がないと認めた契約
(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。
- (2) 指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者（以下「入札参加者等」という。）の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認めること。

2 前項の規定にかかわらず、静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）第1条に規定する事業及び契約に係るもの並びに災害その他の理由により市長が特に必要があると認めるものについては、委員会の審議の対象としない。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には財政局に関する事務を担当する副市長を、委員には財政局長、観光文化・市民局長、環境局長、保健福祉長寿局長、経済局長、上下水道局長及び教育委員会事務局教育局長の職にある者並びに財政局次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、第4条に規定する委員会の構成員（以下「委員会の構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員会の構成員の3分の2以上の賛成で、決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会の会議に出席させることができる。
- 5 委員会において入札参加者等を選定する対象となる契約（以下「委員会の審議対象契約」という。）は、委託業務等契約及び各種契約で別表第1に掲げるもの並びに特定調達契約と

する。ただし、委員会が必要があると認めるときは、委員会の審議対象契約以外の契約であっても、委員会の審議の対象とすることができる。

- 6 委員会の審議対象契約（前項ただし書の規定により委員会の審議の対象となるものを含む。以下同じ。）の所管課長は、自ら委員会に出席し、又は指定する職員を委員会に出席させて、業務概要等の説明を行うものとする。

- 7 会議は、公開しない。

（委員会審議の省略）

第7条 第3条第1項各号に規定する審議事項（同条第2項の規定により審議の対象としないものを除く。）のうち、軽易なものとして委員長があらかじめ指定するものについては、委員会の審議を省略し、次条第1項の部会の審議をもって代えることができる。

（部会）

第8条 委員会に、別表第2に掲げる部会を置く。

- 2 部会の審議事項は、次に掲げるものとする。

（1）委員会の審議対象契約以外の各種契約に係る事項で次に掲げるもの
ア競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。
イ入札参加者等の選定に関すること。

（2）委員会の審議対象契約に係る入札参加者等の選定案に関すること。

（3）委員会に付議すべき事項のうち、事前審議の必要があると認められるもの

（4）前3号に掲げるもののほか、部会長が必要があると認める事項

- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により市長が特に必要があると認める場合には、部会の審議の対象としないことができる。

（部会の組織）

第9条 各部会の部会長は、別表第2に掲げる部会ごとに、同表に定める職にある者をもって充てる。

- 2 各部会に所属すべき部会員は、別表第2に掲げる部会ごとに、同表に定める各部会庶務担当課長のほか、部会長が指定する職にある者をもって充てる。

- 3 各部会長は、前項の規定に基づき、毎年度当初に部会員を指定し、その結果を財政局財政部契約課長に報告するものとする。

（部会の会議）

第10条 部会の会議の運営方法については、第6条の規定を準用する。

- 2 部会長は、あらかじめその職務を代理する者を定めるものとする。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は財政局財政部契約課が、各部会の庶務は別表第2に掲げる部会ごとに、同表に定める課において処理する。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日から助役が選任されるまでの間における第4条第2項及び第5条第3項の規定の適用については、第4条第2項中「財務部の事務を所管する助役」とあるのは「財務部長」と、「財務部長、生活環境部長」とあるのは「生活環境部長」と、第5条第3項中「財務部長の職にある」とあるのは「あらかじめ委員長が指名した」とする。

(平17／訓令32／企管規程22／教委訓令18／・旧第3項繰上)

附 則 (平成16年4月1日／訓令第14号／企管規程第11号／教委訓令第2号／)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設に係る契約については、平成15年9月2日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年1月14日／訓令第9号／企管規程第5号／教委訓令第6号／)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日／訓令第32号／企管規程第22号／教委訓令第18号／)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日／訓令第43号／企管規程第27号／教委訓令第23号／)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日／訓令第14号／企管規程第12号／教委訓令第9号／)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月12日／訓令第18号／企管規程第17号／教委訓令第11号／）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月20日／訓令第22号／企管規程第21号／教委訓令第15号／）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日／訓令第12号／企管規程第10号／教委訓令第 7 号／）
この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月 2 日／訓令第24号／企管規程第22号／教委訓令第11号／）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 7 月31日／訓令第35号／企管規程第27号／教委訓令第16号／）
この訓令は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月21日／訓令第13号／企管規程第 6 号／教委訓令第 3 号／）
この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月13日／訓令第 1 号／上下水管規程第 1 号／教委訓令第 1 号／）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日／訓令第 3 号／上下水管規程第 6 号／教委訓令第 3 号／）
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日／訓令第15号／上下水管規程第 7 号／教委訓令第 4 号／）
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日／訓令第12号／上下水管規程第 8 号／教委訓令第 6 号／）
この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日／訓令第15号／上下水管規程第 8 号／教委訓令第 5 号／）
この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日／訓令第 8 号／教委訓令第 2 号／上下水管規程第 2 号／）
この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日／訓令第 2 号／上下水管規程第 7 号／教委訓令第 1 号／）
この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日／訓令第26号／上下水管規程第14号／教委訓令第14号／）
この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日／訓令第16号／上下水管規程第11号／教委訓令第 7 号／）
この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日／訓令第 9 号／上下水管規程第10号／教委訓令第 5 号／）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日／訓令第2号／上下水管規程第2号／教委訓令第1号／）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日／訓令第8号／上下水管規程第11号／教委訓令第2号／）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日／訓令第30号／上下水管規程第9号／教委訓令第5号／）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日／訓令第4号／上下水管規程第9号／教委訓令第2号／）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日／訓令第1号／上下水管規程第4号／教委訓令第1号／）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日／訓令第7号／上下水管規程第11号／教委訓令第7号／）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日／訓令第8号／上下水管規程第11号／教委訓令第7号／）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月30日／訓令第35号／上下水管規程第22号／教委訓令第14号／）

この訓令は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日／訓令第13号／上下水管規程第7号／教委訓令第5号／）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日／訓令第16号／上下水管規程第11号／教委訓令第3号／）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年8月28日／訓令第21号／上下水管規程第17号／教委訓令第7号／）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

区分（いずれも特定調達契約を除く。）	1 件当たりの積算金額
委託業務等契約	政令第 3 条第 1 項の総務大臣の定める 区分に応じ総務大臣の定める額（特定 役務のうち建設工事及び建築のための サービス、エンジニアリング・サービ スその他の技術的サービスの調達契約 以外の調達契約に係るものに限る。） 以上の金額
各種契約のうち毎年度継続的に実施する業務	2 億円以上の金額
各種契約のうち新規に実施する業務	1 億円以上の金額

別表第 2（第 8 条、第 9 条、第 11 条関係）

部会名	所属する課等	部会長	部会庶務担当課
総務局部会	危機管理局危機管理 課、総務局所属の各課 及び東京事務所、会計 室、選挙管理委員会事 務局、人事委員会事務 局並びに監査委員事務 局	総務局次長	総務局総務課
総合政策局部会	総合政策局所属の各課	総合政策局次長	総合政策局総合政策課
財政局財政部会	財政局財政部所属の各 課及び公営競技事務所	財政局次長	財政局財政部財政課
財政局税務部会	財政局税務部所属の各 課及び清水市税事務所	財政局税務部長	財政局税務部税制課
観光文化・市民局部会	観光文化・市民局所属 の各課及び日本平動物 園	観光文化・市民局次長	観光文化・市民局観光 国際課
葵区役所部会	葵区役所所属の各課及	葵区副区長	葵区役所地域総務課

	び井川支所、静岡市福祉事務所事務分掌規則 （平成16年静岡市規則第12号）第3条第1号に規定する葵福祉事務所の各課並びに葵区選挙管理委員会事務局		
駿河区役所部会	駿河区役所所属の各課及び長田支所、静岡市福祉事務所事務分掌規則第3条第2号に規定する駿河福祉事務所の各課並びに駿河区選挙管理委員会事務局	駿河区副区長	駿河区役所地域総務課
清水区役所部会	清水区役所所属の各課及び蒲原支所、静岡市福祉事務所事務分掌規則第3条第3号に規定する清水福祉事務所の各課及び蒲原出張所並びに清水区選挙管理委員会事務局	清水区副区長	清水区役所地域総務課
環境局部会	環境局所属の各課、環境保健研究所及び井川支所	環境局次長	環境局GX推進課
保健福祉長寿局健康福祉部会	保健福祉長寿局健康福祉部所属の各課及び地域リハビリテーション推進センター並びに地域支え合い推進部所属	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

	の各課		
保健福祉長寿局保健衛生医療部会	保健福祉長寿局保健衛生医療部所属の各課、こころの健康センター、動物愛護センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療課
保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局
こども未来局部会	こども未来局所属の各課及び児童相談所	こども未来局次長	こども未来局こども未来課
経済局商工部会	経済局産業基盤強化本部、商工部所属の各課及び中央卸売市場並びに海洋政策部所属の各課	経済局次長	経済局商工部産業政策課
経済局農政部会	経済局農政部所属の各課及び葵・駿河農業施設管理事務所並びに農業委員会事務局	経済局農政部長	経済局農政部農業政策課
都市局都市計画部会	都市局都市計画部所属の各課	都市局次長	都市局都市計画部都市計画課
都市局建築部会	都市局建築部所属の各課	都市局建築部長	都市局建築部建築総務課
建設局土木部会	建設局土木部所属の各課及び土木事務所	建設局次長	建設局土木部建設政策課
建設局道路部会	建設局道路部所属の各課	建設局道路部長	建設局道路部道路計画課

消防局部会	消防局所属の各課、消防管理室及び各消防署	消防部長	消防局消防総務課
上下水道局経営管理部会	上下水道局経営管理部所属の各課	上下水道局次長	上下水道局経営管理部 上下水道総務課
上下水道局水道部会	上下水道局水道部所属の各課及び水道事務所	上下水道局水道部長	上下水道局水道部水道 計画課
上下水道局下水道部会	上下水道局下水道部所属の各課及び下水道事務所	上下水道局下水道部長	上下水道局下水道部下 水道計画課
教育委員会部会	教育委員会事務局教育局所属の各課及び教育機関	教育委員会事務局教育局次長	教育委員会事務局教育局教育総務課
議会部会	議会事務局所属の各課	議会事務局次長	議会事務局議会総務課